

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 3 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

物流・自動車局安全政策課
物流・自動車局貨物流通事業課
物流・自動車局自動車情報課
物流・自動車局自動車整備課

令和 8 年熊本地震による貨物自動車運送事業者の営業所損壊等被害下における支援物資等の一時的な輸送体制確保のための臨時の活動拠点設置の特例について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部貨物課、関東・近畿運輸局自動車監査指導部、各地方運輸局自動車交通部自動車監査官、各地方運輸局自動車技術安全部管理課、各地方運輸局自動車技術安全部保安・環境課、各地方運輸局自動車技術安全部保安環境調整官、沖縄総合事務局運輸部陸上交通課、沖縄総合事務局運輸部監査指導課及び沖縄総合事務局運輸部車両安全課あて事務連絡を発出したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知方願います。

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 3 日

各地方運輸局自動車交通部貨物課
関東・近畿運輸局自動車監査指導部
各地方運輸局自動車交通部自動車監査官
各地方運輸局自動車技術安全部管理課
各地方運輸局自動車技術安全部保安・環境課
各地方運輸局自動車技術安全部保安環境調整官
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課
沖縄総合事務局運輸部監査指導課
沖縄総合事務局運輸部車両安全課

物流・自動車局安全政策課
物流・自動車局貨物流通事業課
物流・自動車局自動車情報課
物流・自動車局自動車整備課

令和 8 年熊本地震による貨物自動車運送事業者の営業所損壊等被害下における支援物資等の一時的な輸送体制確保のための臨時の活動拠点設置の特例について

令和 8 年熊本地震により、一部の貨物自動車運送事業者の営業所においても損壊等の被害を受けている。また、当該事業者の運転手等の罹災により物資輸送の担い手確保が困難な状況が生じている。その状況下において、支援物資等の輸送という特段の輸送需要が生じることで、被災地へ又は、被災地内の支援物資等の輸送に支障が生じている。

このため、上記の事情に鑑み、輸送の安全性を確保しつつ必要な支援物資等の輸送能力を確保する観点から、当該被災地域において使用する車両を臨時的に他の地域から移動して事業活動を行おうとする場合について、下記の取扱いによることとしたので、事務処理に遺漏のないよう取り計らわれたい。

記

1. 貨物自動車運送事業者が、期間限定で車両を臨時に配置する拠点（以下「臨時の活動拠点」という。）に移動して事業活動を行おうとする場合には、当該事業者が、以下に定める事項を遵守する場合に限り、当該車両は配車元営業所に配置されているものとみなし、事業計画の変更にあたらないものとして取り扱うこととする。

- (1) 対象車両

被害を受けた営業所の集配エリアにおいて必要な輸送力の確保に係るものであること。

- (2) 期間

原則として令和 8 年 9 月 30 日までの期間において、被害を受けた営業所における営業所機能の回復、車両数の補完、または支援物資等の輸送能力の補完がなされるまでの期間とすること。ただし、災害の復旧状況等やむを得ないと認められる理由がある場合には、個別に延長を認めることとする。

(3) 期間満了後の車両の取扱い

配車元営業所から臨時の活動拠点に配車された車両（以下「配車車両」という。）については、(2)の期間満了後に、配車元営業所に再配車すること。

(4) 臨時の活動拠点における運転者の過労運転防止及び輸送の安全性確保に係る措置

① 運転者の過労運転の防止を図るとともに輸送の安全性を確保するため、貨物自動車運送事業者は、臨時の活動拠点を営業所とみなし、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）及び関係法令に基づいて通常の営業所において講ずることとされる運行管理及び車両管理に係る措置と同等の措置を講ずること。

② 貨物自動車運送事業者は、臨時の活動拠点において必要な員数の運行管理者及び整備管理者を配置すること。

③ 貨物自動車運送事業者は、臨時の活動拠点に配置された運転者（以下「配置運転者」という。）及び配車車両に係る運行管理及び車両管理について、臨時の活動拠点において責任をもって行うこと。

④ 貨物自動車運送事業者は、配置運転者が有効に利用することができる休憩・睡眠に必要な施設を臨時の活動拠点に確保すること。

⑤ 貨物自動車運送事業者は、配車車両を適切に駐車するための車両置場を確保すること。

⑥ 貨物自動車運送事業者は、臨時の活動拠点にあっても、運転者及び配車車両に係る運行管理及び車両管理に係る業務の処理方法について、運行管理規程及び整備管理規程等の定めを遵守すること。

2. 本事務連絡による取扱いをした場合、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成 13 年国土交通省告示第 1365 号）における「一の運行」の規定の適用にあつては、臨時の活動拠点を配置運転者が所属する営業所とみなすこととする。なお、配車元営業所を出発して同営業所へ帰着するまでの期間が 144 時間を超えない場合はこの限りではない。

3. 本事務連絡による取扱いをした場合、配車車両に係る「使用の本拠の位置」に変更は生じないため、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 12 条第 1 項の変更登録の手続は不要である。

4. 臨時の活動拠点を管轄する運輸支局等は、違反行為を防止するため、輸送の安全確保及び事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがある場合には、貨物自動車運送事業者に対し、法令遵守事項等について報告させ、又は呼出等により必要な指導を行うこと。また、法令違反の事実が確認された場合には、臨時の活動拠点を違反営業所とみ

なし、貨物自動車運送事業法第 33 条に基づく処分等を厳正に行うこと。

5. 既存営業所を活用しつつ、支援物資等の輸送能力を確保するため、当該被災地域において使用する車両を臨時的に他の地域から移動して事業活動を行おうとする場合についても、上記 1. ～ 4. に準じて取り扱うものとする。